平成２６年（フ）第９５６号
札幌市北区新琴似10条11丁目６番12号
破産者　兼平　　均
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５７号
青森県むつ市大字田名部字品ノ木34番地64、開始決定時の住所青森県むつ市苫生町１丁目15番１号
破産者　成田　博志
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０１号
埼玉県久喜市本町４丁目10番８号、破産手続開始決定時の住所埼玉県久喜市上町25番43号
破産者　内田　　豊
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
さいたま市岩槻区大字南辻98番地３
破産者　金井　文江
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
埼玉県行田市佐間３丁目15番16号
破産者　櫻井　邦彦
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４３号
埼玉県東松山市新宿町20番地６　クレスト１番館106号
破産者　久保　忠義
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３号
富山市月見町２丁目６番地
破産者　岡本建装こと　岡本　　亮
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０号
長野県小諸市大字御影新田2555番地５
破産者　江元　光井
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２１５号
静岡市葵区唐瀬２丁目９番11号、旧住所静岡市清水区川原町25番23号
破産者　中田　末男
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２３号
愛知県知多郡美浜町河和台２丁目217　パークサイドハイツＣ棟101、住民票上の住所愛知県知多郡南知多町大字師崎字高岩29番地の６
破産者　山下　康子
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４４号
愛知県あま市七宝町下田堂中40番地１
破産者　猪飼　武夫
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２０号
名古屋市中川区春田２丁目32番地　春田荘２棟609号
破産者　島本　克巳
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１４０号
愛知県海部郡大治町大字八ツ屋字西田面157番地の２
破産者　近藤工業こと　近藤　時生
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３７号
名古屋市中村区名楽町４丁目５番地
破産者　布川龍守こと　孫　　龍守
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６０号
岐阜県関市稲河町１番59―103号
破産者　林　　正己
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６５号
名古屋市天白区保呂町1501番地　コンフォート森山103号、従前の住所名古屋市天白区野並２丁目168番地の２
破産者　伊藤　幸子
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５８号
愛知県尾張旭市大塚町２丁目１番地１　ラフトビル301号室、住民票上の住所愛知県尾張旭市大塚町２丁目１番地１　寿司処角大塚店内
破産者　川尻　良明
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８０号
大阪府泉大津市豊中町３丁目10番９―105号、前住所大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目820番地
破産者　北浦　　顕
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
大阪府貝塚市半田249番地貝塚ローレルハイツＡ―302号、前住所大阪府貝塚市半田372番地１
破産者　ツジタイングこと　辻　　利幸
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係